

# 児童期における支援提供プロセスの 管理に関する演習

- この科目の獲得目標

---

児童期における個別支援計画の策定や中間評価と計画の修正等による支援提供のプロセス管理、支援提供に係るマネジメントについて理解する。

- タイムスケジュール

---

- 1 個別計画作成に関する講義
- 2 個別支援計画の作成演習
  - ・ ニーズ整理
  - ・ 個別支援計画作成
- 3 振り返り・まとめ

# 児童期における支援提供プロセスの 管理に関する演習

## 1 個別計画作成に関する講義

株式会社 エスエムエスクラス  
SMSいちスクール  
児童発達支援管理責任者 青木直人

# 作成にあたって①

- 医学モデルに立った、苦手なポイントの克服・改善等が中心となった内容ではなく、ストレングスモデルに立った前向きになる計画を立てたい
- 専門性に基づいた支援が提供されるべきではあるが、記載内容は、専門用語の使用や書き振りに十分な考慮を持って、保護者の方が読みやすく、理解しやすい表現を心がけたい
- 対象となる子どもも本人に説明することを視野に入れることも必要かもしれない
- 子どもの発達状況と生活の様子、家族の状況、生活の場における様子などに応じて、個別的な検討の上で作成される、フルオーダーな計画であるべき
- 総合的な支援の提供が重要なキーワードとなっているので、包括的な観点で情報収集にあたり、支援計画を立案したい
- 子ども自身が持っているニーズや願い、保護者の主訴や願いを反映した計画となるように検討したい
- 発達の観点を意識して、専門性に立脚した計画を作成する

# 作成にあたって②

【包括的な情報収集を行うことができたか】

- 本人の声・思いを聞き取ることができたか
- 家族の思いを聞き取ることができたか
- 家庭における生活状況、地域生活の状況、併行利用している園・学校における状況を把握することができたか
- 発達の状況、医学的情報を把握することができたか
- 相談支援をはじめとして、関係者からの情報を把握することができたか

# 意思形成支援

- 意思の決定
  - 意思決定の支援
  - 意思形成の支援
  - 意思形成に向けてすべきこと
- 
- 彼らに「**意思がある**」ことが**大前提**であり
  - **うまく聞き取ることができないのは、現代の、我々の科学であったり、技術であったりが未熟なためである**
  - **所詮現代の科学は、目の前の子どもの思いを、正確に聞き取ることすらできないという、限界性に挑戦する**

# こども家庭庁発出資料を確認

- 令和6年5月17日 こども家庭庁 発出 事務連絡  
【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について】
- 別紙1 個別支援計画の記載のポイント
- 別紙2 個別支援計画の記載のポイント 参考様式版
- 児童発達支援ガイドライン
- 放課後等デイサービスガイドライン
- 保育所等訪問支援ガイドライン

# いくつかのポイント

- <総合的な支援>であることが大前提
- <特定の領域に重点を置いた支援>を計画した場合の書式のあり方
- <5領域>の取り扱い方
- 確認：公表することが求められている、事業所における支援の実施に関する計画<支援プログラム>について
- 時間の提示について
- 児童発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載すること
- 相談支援事業所との連携について

# 総合的な支援と特定の領域に重点を置いた支援

## 【総合的な支援】

本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

## 【特定の領域に重点を置いた支援】

本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加えて、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が、計画的及び個別・集中的に行われるものであり、1対1による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

# 総合的な支援方針を考える

- 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議を踏まえて
- サービス提供事業所である、放課後等デイサービスの役割を考え、当面の支援方針を検討します。
- 通所する子ども自身にとって
- 通わせる保護者にとって
- 両者の視点を持ちながら、当面の事業所における支援方針  
を検討しましょう

# 〈総合的な支援の方針〉

● 1年間を目処に、以下の観点も踏まえながら、子どもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と見通しやイメージを持つことができるよう、**事業所として子ども等の見立てとどのような支援をしていくのかという方針**を記載する。

- ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議で求められている

事業所の役割

- ・ 支援場面のみでなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等、

学校等での生活や育ちの視点

- ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等の

インクルージョンの視点

- ・ こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによって支援の適切な提供の視点

# 「移行支援」について

- ・ 移行支援は、所属が変わる際の「つなぎ」の支援

➡ 次のステージに移行時（縦の繋ぎ＝「未来」）

➡ インクルージョンに向けた移行又は並行利用児（横のつなぎ＝「今」）

- ・ 「支援に関する情報」をつなぐ

➡ コレまでの支援や合理的配慮等に関する情報を具体的につなぐ

➡ 切れ目のない一貫した支援で、子どもが安心して過ごせ、家族も安心して

次の機関につなぐことができる（良さや若手さも）

- ・ 「想い」をつなぐ

➡ 子ども本人や保護者の想い、これまで関わってきた人たちの想いや願いを託す

（支援者が安心して次の機関に託せる）

- ・ 本人や保護者の「同意」を得ながら進める
  - ☞ 移行支援の主体は本人と家族←移行させるための支援ではない
- ・ 移行支援は、相談支援専門員と児童発達管理責任者が「協働」して行う
  - ☞ 相談支援はライフステージを通して関わる役割がある

※支援内容のチェックとマネジメントの実際 光真坊 浩史大先生 資料引用